

ようこそ宍粟市へ！ 転入された方へ

主な手続きとして、次のようなものがあります。

☆印は、各市民局でも手続きができます。

◆本 庁 0790-63-3000 ◆一宮市民局 0790-72-1000
◆波賀市民局 0790-75-2220 ◆千種市民局 0790-76-2210

★印は、各保健福祉課でも手続きができます。

◆一宮保健福祉課（いちのびあ） 0790-72-2100
◆波賀保健福祉課（メイプル） 0790-75-8800
◆千種保健福祉課（エーガイヤ） 0790-76-8600

項 目	担当部署	必要なもの	手続き	
印 鑑 登 録 ☆	市民課市民係 63-3100 (市役所1階)	登録する印鑑 本人確認書類（免許証など）	○ご本人が登録申請をしてください。 ●代理の人が申請される場合や、写真付本人確認書類がない場合は、登録までに日数がかかります。	
宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 ☆	市民課国保係 63-3108 (市役所1階)	本人確認書類（免許証など） マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など) ※個人番号カードは本人確認書類も兼ねます。(以下同 じ)	○社会保険等に加入していない人は（外国籍の人も）、手続きをしてください。 ●学校に通学するための転入（学生）や宍粟市の施設等に入所するために転入される場合は、前住所地（転入前の市町村）の国民健康保険となる場合がありますので必ず申し出てください。 ●保険料の決定通知書は、翌月の中旬（4～6月の転入者は7月中旬）までに郵送します。 ○70歳～74歳の人は、「高齢受給者証」をお渡しします。 ●所得課税証明書をお持ちの場合は当日発行、それ以外は後日郵送します。 ○「特定同一世帯所属者証明書」の発行を受けている場合は必ず提出してください。	
国 民 年 金 ☆	市民課 医療年金係 63-3108 (市役所1階)	年金手帳 本人確認書類（免許証など） マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など)	○20歳～60歳の人で年金に加入していない人は、資格取得の手続きをしてください（退職日等が確認できる書類が必要です）。	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 ☆		本人確認書類（免許証など） 負担区分等証明書 (前住所が県外の場合のみ) マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など)	○75歳以上の人及び障害認定を受けている人は、手続きをしてください。 ●新しい保険証は、後日郵送します。 ●県外から転入された人で、以前県内にお住まいだったことがある場合は、お申し出ください。	
医 療 費 助 成 ☆		乳 幼 児 等 ☆	健康保険証 所得課税証明書 マイナンバー確認書類 (個人番号カード、マイナンバー入り住民票など)	○保険診療による医療費の一部負担金を助成します。 ※18歳（高校生世代）までが対象です。 ※ただし、重度障害者医療または母子家庭等医療に該当する人を除きます。
		母 子 家 庭 等 ☆	健康保険証 所得課税証明書 マイナンバー確認書類 (個人番号カード、マイナンバー入り住民票など)	○18歳以下の児童を扶養している母または父とその子に、一定の要件に該当する場合、保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
		高 齢 期 移 行 ☆	健康保険証 所得課税証明書 マイナンバー確認書類 (個人番号カード、マイナンバー入り住民票など)	○65～70歳の人で、一定の要件に該当する場合、保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
		重 度 障 害 者 高 齢 重 度 障 害 者 ☆	健康保険証・所得課税証明書 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 マイナンバー確認書類 (個人番号カード、マイナンバー入り住民票など)	○身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人で、一定の要件に該当する場合、保険診療による医療費の一部負担金を助成します。
他 公 費 負 担 医 療 ☆	健康保険証 他公費の受診券 医療機関の領収書など	○自立支援医療・特定疾患治療など他公費で受診された医療費を助成します。 ●他の公費の種類や申請方法は窓口でお問い合わせください。 ※18歳（高校生世代）までが対象です。		
乳 幼 児 ★	保健福祉課 62-1000 (北庁舎3階)	母子健康手帳	○乳幼児がいる人には、乳幼児健診の受診状況と予防接種接種状況を確認して、「乳幼児健診問診票」と「予防接種予診票」をお渡しします（7歳半まで）。	
母 子 健 康 手 帳 ★		母子健康手帳 本人確認書類（免許証など）	○妊娠されている人には、「妊婦健康診査費助成券」及び「しろうすくすく応援券」をお渡しします。	
介 護 保 険 ★	高年福祉課 介護保険係 63-3160 (北庁舎1階)	認印・本人確認書類（免許証など） マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など) 介護保険受給資格証明書 (要介護・要支援認定を受けていた人) 65歳未満の場合は健康保険証	○転入届提出後、介護保険（資格取得）の手続きをしてください。 ●施設等に入所される場合は、お知らせください。 ○前住所地で要介護・要支援認定を受けていた人は、転入日から14日以内に、介護保険受給資格証明書を持参し、認定を引き継ぐ手続きをしてください。	
障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 等 ★	障害福祉課 63-3101 (北庁舎1階)	認印・身体障害者手帳又は療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	○障害者手帳の住所変更届が必要です。	
		障害福祉サービス受給者証・健康保険証 印鑑・マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など)	○自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証の住所変更等の手続きが必要です。	
有 料 道 路 通 行 料 割 引 (ETC 割 引) ★	障害福祉課 63-3101 (北庁舎1階)	身体障害者手帳又は療育手帳 車検証・運転免許証・ETCカード ETC車載器のセットアップ申込書 証明書	○住所変更届が必要です。	
NHK 受 信 料 免 除 ★		認印・身体障害者手帳又は療育手帳 精神障害者保健福祉手帳・所得課税証明書	○住所変更届が必要です。	

項目	担当部署	必要なもの	手続き
児童手当 (公務員を除く) ★	社会福祉課 児童福祉係 63-3067 (北庁舎4階)	請求者名義の口座の分かるもの 健康保険証の写し(国家公務員共済・地方公務員共済の方のみ)など マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など)	○転出予定日から15日以内に請求手続きをしてください。 ●申請日の翌月分から中学校修了前の子どもを養育している人に支給されます。 ●単身赴任の人など、お子さんと別世帯の人は、お知らせください。
児童扶養手当 ★		前住所地の児童扶養手当証書・請求者名義の銀行通帳 その他詳細はお問合せください マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など)	○18歳未満の児童を養育しているひとり親など、一定要件に該当する場合に支給されます。 ※新規で申請する場合は、戸籍謄本等、他にも必要なものがあります。
特別児童扶養手当 ★		前住所地の特別児童扶養手当証書 請求者名義の銀行通帳など マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など)	○20歳未満で心身に中等度以上の障がいがある児童を監護する父母、または養育者で、一定要件に該当する場合に支給されます。
保育所・こども園入所 ★	こども未来課 63-3114 (市役所4階)	マイナンバー確認書類 (個人番号カード・マイナンバー入り住民票など) 就労等証明書	○保護者が仕事や病気等により、昼間家庭で保育できない乳幼児が対象です。 公立保育所：2か所 私立認可保育所：8か所 公立認定こども園：3か所 私立認定こども園：2か所
学童保育所利用 ★		就労等証明書	○保護者が仕事や病気等により、昼間家庭で保育できない幼稚園児・小学生が対象です。ただし、実施していない校区もあります。
市立小中学生 (保護者)	教育総務課 63-3121 (市役所4階)	—	○転入手続き後、就学通知書をお渡しします(市民局で手続きをされた場合は、学校を通じてお渡しします)。 ●以前の学校からの書類と一緒に、新しい学校へお持ちください。
幼稚園児 (保護者)		—	○転入手続き後、園区の幼稚園で手続きをしてください。
上水道 ☆	水道管理課 63-3129 (市役所2階)	開栓手数料500円 本人確認書類(免許証など)	○上下水道使用開始届(開栓届)が必要です。 ※お急ぎの場合は、まず連絡のうえ、後日手続きをしてください。 (ただし、土・日・祝日の開栓作業はできません。)
下水道 ☆	一宮地域振興係 72-2000 波賀地域振興係 75-2220 千種地域振興係 76-2210	証明書等 本人確認書類(免許証など)	○井戸水・山水などを下水道に流される方のうち、住民基本台帳に記載される人数と実際にお住まいの人数が異なる場合は、「下水道使用料算定人数割数の変更申請書」を提出してください。
飼い犬 ☆	生活衛生課 リサイクル推進係 生活衛生係 63-3506 (市役所1階)	鑑札	○住所変更の手続きをしてください。宍粟市の鑑札と交換します。
ごし尿収集 ☆		—	○ごみの収集カレンダーは、本庁生活衛生課及び各市民局まちづくり推進課市民係にあります。 ○し尿汲み取りの申込みは、予約が必要です。 (予約専用ダイヤル)・・・63-3515 ※汲取り後、納付書を送付いたします。
原動機付自転車登録 (125cc以下) ☆	税務課 管理係 63-3124 (市役所1階)	認印・本人確認書類(免許証など) 廃車証明書	○所有車両の定置場となっている市町村での登録が必要です。
		ナンバープレート 標識交付証明書(登録票)	○他市町で登録済のナンバープレートについても、廃車の手続きが出来ます。
ケーブルテレビ しそチャンネル ☆	広報情報課 63-3115 (市役所3階)	—	しそチャンネルは地元の情報が盛りだくさん、地域のイベントや生活に役立つ情報、災害時の緊急情報など、宍粟ならではのローカル放送が楽しめます。別途、姫路ケーブルテレビへの加入(年間6,600円(税込))が必要です。
音声告知放送 しーたん通信 ☆		—	しーたん通信は市や学校、自治会のお知らせのほか、災害時の緊急情報などが音声で放送されます。自宅に設置する端末は無料、宅内の工事費(標準1万円程度)は自己負担です。
総合的な仕事の 相談窓口	宍粟わくわく～く ステーション 63-3011 (市役所1階)	—	○市内での求職相談、職業紹介、求人検索などができます。 ※雇用保険受給資格者証をお持ちの方の就職活動実績になります。 ※雇用保険の申請手続き等はハローワークたつのに行っていただく必要があります。

